



マイナンバーカードについてのお知らせ

【マイナポイント第2弾の申請期限延長について】

マイナポイント付与の対象となるマイナンバーカードの申請期限について **令和5年2月末まで** 延長されました。

ポイント付与をお考えの方は、2月末までにマイナンバーカードを申請してください。

【マイナポイント第2弾について】

対 象：令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をされた方、
既にマイナンバーカードをお持ちの方（第1弾でポイントを申請していない方も含みます）

ポイント申込期限：令和5年2月末まで

内 容：①マイナンバーカード新規取得による5,000円分相当のポイント付与
※キャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
②健康保険証としての利用申し込みによる7,500円分相当のポイント付与
③公金受取口座の登録による7,500円分相当のポイント付与



令和4年12月29日（木）～令和5年1月5日（木）はマイナンバーカードの受取・マイナポイント付与等の業務を行えませんのでご注意ください。

○マイナポイント付与のお手続きの際にご持参いただくもの

- ① マイナンバーカード（カード受取の際に設定した4桁の暗証番号が必要です）
- ② 健康保険証
- ③ 公金受取口座にする本人名義の口座情報が分かるもの（通帳等）
- ④ ポイントを付与するカード（ICカード、電子マネー、クレジットカード等）

【マイナンバーカードの受取等に関する土日の臨時開庁について】

お仕事などで、平日の開庁時間内にマイナンバーカードのお受取りや、ポイント付与のお手続きに来られない方のために、臨時窓口を開設します。

ハガキに記載されている受取期限が経過していても、マイナンバーカードの受取が出来ますので、日時をご確認の上、福祉課戸籍住民グループ窓口までお越しください。

※受取は原則、ご本人に限ります。

※住民票の請求など、マイナンバーカード交付関連以外の業務はお受け出来ませんので、ご注意ください。

開庁日時 令和5年1月14日（土）及び令和5年1月15日（日）

午前10時から午後3時まで

場 所 余市町役場1階戸籍住民グループ窓口（14日、15日は時間内は正面玄関が開いています。）

必要書類 ・カード受取の方：本人確認書類、通知書（ハガキ）、通知カード
・マイナポイントの付与の方：マイナンバーカード、保険証、通帳（公金受け取り口座用）、ポイントを付与したい決済サービスのカード

問合せ 福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120

余市町の空間
放射線量率

11月19日～12月21日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。
（最高値：59nGy/h、最低値：29nGy/h、平均値：39nGy/h）